

明治二十七年三月十七日  
第三種郵便物認可

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(文部科学一)

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二)

○社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(同二)

○一般ガス事業供給約款料金算定規則及び簡易ガス事業供給約款料金算定規則の一部を改正する省令(経済産業二)

○航空法施行規則の一部を改正する省令(国土交通四)

### 〔規 則〕

○人事院規則一〇一四(職員の保健及び安全保持)の一部を改正する人事院規則(人事院一〇一四一六)

○人事院規則一五一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則(同二一四一三三)

### 〔告 示〕

○人事院規則一五一五(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部を改正する人事院規則(同二一五一〇)  
○人事院規則一九一〇(職員の育児休業等)の一部を改正する人事院規則(同二一九一〇一六)  
○人事院規則二〇一〇(任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例)の一部を改正する人事院規則(同二〇一〇一)

○駆動補助機付自転車型式認定番号を指定した件(国家公安委四)  
○普通自転車の型式認定番号を指定した件(同五)

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件(総務九七)  
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同九八)  
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件(同九九)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件(同一〇〇)  
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同二〇一)  
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(財務五三)

○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認め

○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件(同二二)  
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件(同二三)

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認められた件(同二五)  
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件(同二六)

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件(同二七)

○平成二十一年度技能検定実施計画を定める件(厚生労働四四)  
○船員保険法第五十九条ノ二の規定に基づき船員保険の介護保険料率を定める件(社会保険庁三)

○船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額を定める件(同四)  
○船員保険法第四十六条ただし書に規定する船員保険の標準報酬月額に関する件(同五)

○届出事業者の住所を変更した件(経済産業・国土交通・環境五三)  
○特定特殊自動車の型式の届出があつた件(同五四七二)  
○承認事業者の氏名又は名称を変更した件(同七三)  
○承認事業者の代表者の氏名を変更した件(同七四七六)  
○少数生産車の型式を承認した件(同七七九一)

○少数生産車の型式についての承認を取り消した件(同九二、九三)  
○準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件(国土交通二二五)

○気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁三)  
○津波に関する海上予報及び海上警報の発表形式の一部を改正する件(同四)  
○都市計画に関する件(関東地方整備局四〇、四二)  
○道路に関する件(同四三、四九)  
○道路に関する件(中部地方整備局一三)  
○道路に関する件(中国地方整備局一〇)  
○道路に関する件(四国地方整備局二二)  
○道路に関する件(九州地方整備局一六、一七)  
○道路に関する件(北海道開発局一八、一九)

(以下次のページへ続く)

厚生労働省令第二十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項、第四十九條及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十七日

厚生労働大臣 姓 添 要一

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号内装仕上げ施工工科の項教科の欄中「カーペット系床仕上げ施工法」を「カーペット系床仕上げ施工法」に改め、同号写真料の項教科の欄中「写真用感光材料」を「写真機材」に、「写真

処理」を「安全衛生」に改め、同表第二号内装仕上げ施工工科の項教科の欄中「カーペット系床仕上げ施工法」を「カーペット系床仕上げ施工法」に改め、同号写真料の項教科の欄中「写真用感光材料」を「写真機材」に、「写真

処理」を「安全衛生」に改め、同表第二号内装仕上げ施工工科の項教科の欄中「カーペット系床仕上げ施工法」を「カーペット系床仕上げ施工法」に改め、同号写真料の項教科の欄中「写真用感光材料」を「写真機材」に、「写真

処理」を「安全衛生」に改め、同表第二号内装仕上げ施工工科の項教科の欄中「カーペット系床仕上げ施工法」を「カーペット系床仕上げ施工法」に改め、同号写真料の項教科の欄中「写真用感光材料」を「写真機材」に、「写真

別表第十一の四貴金属製身具製作の項等級の欄中「一級及び二級」を「二級、二級及び三級」に改め、

別表第十一の五半導体製品製造の項学科試験の欄中第八号を削り、第九号を第八号とし、同項実技試験の欄第八号を削る。

別表第十二コンクリート圧注施工の項学科試験の欄第一号中「建築構造の種類及び特徴」を「建築構造の種類」に改め、同表内装仕上げ施工の項学科試験の欄第六号中「プラスチック系床仕上げ工事の施工計画」を「プラスチック系床仕上げ工事の施工計画」に改め、同表外装仕上げ施工の項学科試験の欄第六号中「プラスチック系床仕上げ工事の施工計画」を「プラスチック系床仕上げ工事の施工計画」に改め、同号口

「カーペット系床仕上げ工事の施工計画」を「カーペット系床仕上げ工事の施工計画、段取り及び工法」に改め、同号口

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」を「カーテンに使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

「カーテン」に使用する材料の種類、特徴及び用途」に改め、同号中

別表第十二貴金屬裝身具製作の項実技試験の欄中「石どめ」を「石留め」に改め、同表写真の項を次のように改める。

<p>写真</p> <p>一 写真一般 写真の歴史 光学の基礎理論 色の再現に関する知識 写真用感光材料に関する知識 現像処理の原理 デジタル画像に関する知識</p> <p>二 写真機材 カメラ、レンズ、フィルター及びシャッタの種類、構造及び使用方法 光源用ランプ及び補助機器の種類、構造及び使用方法 計測器の種類、構造及び使用方法</p> <p>三 撮影法 採光の方法 撮影の方法 服飾に関する知識 服飾の知識</p> <p>四 関係法規 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）関係法令（個人情報保護法に関する法律（平成十五年法律第五十七号）関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令及び環境基本法関係法令のうち、写真制作に関する部分）</p> <p>六 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>七 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>イ 肖像写真銀塩制作法 写真用感光材料の種類、性質及び使用方法 写真処理に用いる処理液の組成、機能、特性及び使用方法 ネガの修整法 印画法 印画の仕上げ法</p> <p>ロ 肖像写真デジタル制作法 デジタル画像理論 ハードウェアの種類、構造、機能及び使用方法 ソフトウェアの種類、機能及び使用方法</p>	<p>次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>一 肖像写真銀塩作業 肖像写真銀塩制作 肖像写真デジタル作業 肖像写真デジタル制作 写真の修復</p>
---	--

別表第十二商品裝飾展示の項学科試験の欄第四号中（昭和四十五年法律第四十八号）を削る。

別表第十三コンクリート匠送施工の項学科試験の欄第一号中「建築構造の種類及び特徴」を「土木構造物の種類及び特徴」を「建築構造物の種類」に改め、同表内装仕上げ施工の項学科試験の欄第六号イ中「プラスチック系床仕上げ工事の段取り」を「プラスチック系床仕上げ工事の段取り及び工法」に改め、同号ロ中「カーペット

系床仕上げ工事の段取り」を「カーペット系床仕上げ工事の段取り及び工法」に改め、同号ホ中「カーテンに使用する材料の種類、特徴及び用途」を「カーテンに使用する材料及び取付用材料の種類、特徴及び用途」に、

「採寸及び要尺の方法」を「採寸及び要尺並びに取付けの方法」に改め、同号ホを同

号へとし、同号ニ中「吸音及び遮音、断熱及び防露並びに防火及び耐火」を「吸音及び遮音、断熱及び防露並びに防火及び耐火」に、

「ボード仕上げ工事の段取り」を「ボード仕上げ工事の段取り及び工法」に改め、同号ホと

し、同号ハ中「吸音及び遮音、断熱及び防露並びに防火及び耐火」を「吸音及び遮音、断熱及び防露並びに防火及び耐火」に、

「鋼製下地工事の段取り」を「鋼製下地工事の段取り及び工法」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの

次に次のように加える。

ハ 木質系床仕上げ施工法

床仕上げの種類及び特徴

床下地（立上り部分を含む）の種類、構造及び特徴

床仕上げ工事に使用する材料の種類、規格、性質及び用途

床下地に使用する材料の種類及び特徴

木質系床仕上げ工事に使用する器具の種類、用途及び使用方法

木質系床仕上げ工事の種類及び工法

木質系床の維持及び管理

図柄の種類

別表第十三内装仕上げ施工の項実技試験の欄中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号

を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 木質系床仕上げ工事作業

床下地（立上り部分を含む）の点検及び処理

床仕上げ材の選定

割付け及び墨出し

木質系床仕上げ工事の施工

別表第十三貴金屬裝身具製作の項実技試験の欄中「石どめ」を「石留め」に改め、同表写真の項を次のように改める。

<p>写真</p> <p>一 写真一般 写真の歴史 光学の基礎理論 色の再現に関する知識 写真用感光材料に関する知識 現像処理の原理 デジタル画像に関する知識</p> <p>二 写真機材 カメラ、レンズ、フィルター及びシャッターの種類、構造及び使用方法 光源用ランプ及び補助機器の種類、構造及び使用方法 計測器の種類、構造及び使用方法</p> <p>三 撮影法 採光の方法 撮影の方法 服飾に関する知識 服飾の知識</p> <p>四 関係法規 著作権法関係法令、個人情報保護に関する法律関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係法令及び環境基本法関係法令のうち、写真制作に関する部分</p> <p>六 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>七 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目 イ 肖像写真銀塩制作法 写真用感光材料の種類、性質及び使用方法 写真処理に用いる処理液の組成、機能、特性及び使用方法 ネガの修整法 印刷法 印刷の仕上げ法 ロ 肖像写真デジタル制作法 デジタル画像理論 ハードウェアの種類、構造、機能及び使用方法 ソフトウェアの種類、機能及び使用方法</p>	<p>次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>一 肖像写真銀塩作業 肖像写真銀塩制作</p> <p>二 肖像写真デジタル作業 肖像写真デジタル制作 写真の修復</p>
---	---

<p>別表第十三の二写真の項を次のように改める。</p> <p>写真</p> <p>一 写真一般 光学の基礎理論 色の再現に関する知識 写真用感光材料に関する知識 現像処理の原理 デジタル画像に関する知識</p>	<p>別表第十三の二コンクリート圧送施工の項実技試験の欄第一号中「建築構造の種類及び特徴」を「建築構造の種類」に改め、同表内装仕上げ施工の項実技試験の欄第六号イ中「プラスチック系床仕上げ工事の段取り」を「プラスチック系床仕上げ工事の段取り及び工法」に改め、同号ロ中「カーベット系床仕上げ工事の段取り」を「カーベット系床仕上げ工事の段取り及び工法」に改め、同号ハ中「天井の種類及び特徴」を「天井及び壁の種類及び特徴」に、「鋼製下地工事の段取り及び工法」に改め、同号ニ中「天井の種類及び特徴」を「天井及び壁の種類及び特徴」に、「ボード仕上げ工事の段取り及び工法」に改め、同号ホ中「カーテンに使用する材料の種類、特徴及び用途」を「カーテンに使用する材料及び取付用材料の種類、特徴及び用途」に、「採寸及び要尺の方法」を「採寸及び要尺並びに取付けの方法」に改め、同表電気製図の項の次に次のように加える。</p>	<p>貴金屬装身具製作</p> <p>一 貴金屬装身具の種類及び特徴 貴金屬装身具製作に使用する機械、設備及び器具の種類、用途及び使用方法 細工・仕上げ ロストワックス精密鑄造 特殊加工の種類、方法及び特徴 貴金屬装身具製作に使用する工業薬品類の種類、性質及び使用方法</p> <p>二 材料 貴金屬材料の種類、性質及び用途 貴金屬以外の金属材料の種類、性質及び用途</p> <p>三 デザイン及び製図 デザイン</p> <p>四 電気及びガス 電気用器 ガスの種類、性質及び用途</p> <p>五 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>貴金屬装身具製作作業 細工・仕上げ 石留め</p>
--	--	---

二	写真機材 カメラ、レンズ、フィルター及びシャッタの種類、構造及び使用方法 光源用ランプ及び補助機器の種類、構造及び使用方法 計測器の種類、構造及び使用方法
三	撮影法 撮影の方法
四	肖像写真制作法 写真用感光材料の種類、性質及び使用方法 写真処理に用いる処理液の組成、機能、特性及び使用方法 印刷法 印刷の仕上げ法 デジタル画像理論 ハードウェアの種類、構造、機能及び使用方法 ソフトウェアの種類、機能及び使用方法
五	関係法規 著作権法関係法令、個人情報保護に關する法律関係法令、医薬物の処理及び清掃に關する法律関係法令及び環境基本法関係法令のうち、写真制作に關する部分
六	安全衛生 安全衛生に關する詳細な知識

別表第十三の五電子回路接続の項学科試験の欄第一号中「圧着接続」を「圧着接続」に、「電子回路の接続部における欠陥の種類及び原因並びにその防止方法及び補修方法」を「電子回路の接続部における欠陥の種類及び原因並びにその防止方法及び補修方法」に改め、同欄第三号中「製造の項の次に次のように加える。

別表第十四内装仕上げ施工の項中「カーペット系床仕上げ施工」を「カーペット系床仕上げ施工」に改め、同表漆器製

写真	肖像写真銀塩制作法	肖像写真銀塩制作法
	肖像写真デジタル制作法	肖像写真デジタル制作法

附則

第一條 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二條 この省令の施行の際現に内装仕上げ施工科又は写真科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則(以下「新規則」という。)別表第五に定める基準(以下「新基準」という。)による内装仕上げ施工科又は写真科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けたこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧規則」という。)別表第五に定める基準による訓練の科目、訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

第三條 この省令の施行の際現に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる写真に係る技能検定において学科試験に合格した者は、新規則第六十五條第二項及び第三項、第六十八條の二第一項並びに別表第十四の規定の適用については、それぞれ、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる写真に係る技能検定において学科試験の試験科目のうち肖像写真銀塩制作法を選択して学科試験に合格した者とみなす。

第四條 この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる写真に係る技能検定において実技試験に合格した者は、新規則第六十五條第二項及び第三項、第六十八條の二第一項並びに別表第十四の規定の適用については、それぞれ、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる写真に係る技能検定において実技試験の試験科目のうち肖像写真銀塩制作法を選択して実技試験に合格した者とみなす。

